

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会公印規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「の所定欄に認印し」を「に審査照合を行った旨を明示し」に、「記入させる」を「記録させる」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システム（生駒市行政文書管理規則（令和4年2月生駒市規則第5号）第2条第2項に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）を用いる方法により審査照合を行った場合の必要事項の記録は、文書管理システムへの登録により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。